

第 116 回伊達市災害対策本部会議

平成 24 年 2 月 7 日 (火)

10 時 00 分～

保原庁舎 2 階応接室

1 放射能関係

- ・ 24 年産稲の作付について (産業部)

2 その他 (別紙参照)

- ・ 環境放射線測定結果

- ・ 第 248 回福島県災害対策本部会議の概要

- ・ 災害対策号 (第 47 号) について

次回 2/14 (火) 10 時 ～

1 実施日時等

平成 24 年 2 月 7 日（火） 10:00～10:55

2 内容

1 放射能関係

- ・ 24 年産稲の作付について

産業部長が資料により説明した。

2/3 に農林水産省と稲の作付けに関する考え方について協議した。

国の方針としては、23 年産米から放射性物質が 100 ベクレル以上検出した地区については、24 年産米についても、同じように規制値を超える可能性が否定できないことから、これらの地区については全面作付けを制限する。その上で、24 年産米については農地土壌の除染、土作りに専念して、25 年度以降の安心な米の生産を目指すとのことであった。

また、国から新たに農家所得の確保、農地の除染と保安全管理の実施、試験栽培の実施について示された。農家所得の確保については、作付制限地域に対しては、損害賠償の早期請求・受取が可能であること、農地の除染と保安全管理については、作付制限をした上で、自治体を実施する農地の除染及び除染後の地力増進作物の作付について国が自治体に支援するということ、伊達市の方針として伝えた試験栽培の実施については、旧町村単位の全面的な試験栽培は考えられない。あくまでも、公的機関の管理の下で代表的な水田を試験栽培することしか考えていないということだった。

具体的な制限地区であるが、県の緊急調査で 500 ベクレル以上のセシウムを検出した地区が市内で 6 地区ある。また、100 ベクレル以上のセシウムがエリア内に複数検出された地区であるが、新聞報道では 8 地区と報道されているが、そのうち旧山舟生村・旧大田村については、検出数が少ないということもあるので、その 2 地区を除いた 6 地区について、全面作付を制限するということである。

ただ、エリア内で基準を超えた米が生産された圃場において、その場所が限定的で要因や効果が明らかな場合は、今回の作付制限から除外することも可能である。

前の災害対策本部会議でも皆さんにお示ししたとおり、伊達市の方針としては、原則全面作付をしながら、除染・試験栽培・農地保全をやっていくという方針なので、今回の国の提示（考え方）については、伊達市としては受け入れることはできない。ということを経済部の中ではっきり伝えた。

今後は、近隣市町村と連携しながら、対応していきたいと考えている。

（市長）

国の考えは、若干でも放射能汚染した米は出したくないということ。「出さない」ということは、作らないということであり、それでもって風評被害を払拭していきたいということだと思ふ。

その考え方は間違っていないと思うが、前から言っているように、作らないということはマイナスの影響が大きいのではないかと。また、作らない（出さない）ことが、担保されるのかとい

うと必ずしもそうではない。

すでに、23年産米には、あちこちからセシウムが検出されているわけで、何もしないからセシウムが入っていないということではない。

国としては、24年産米が出荷されるころには、セシウムが絶対入っていないということを言いたいのではないか。しかし、本当に風評被害が払拭できるかということ考えると難しいのではないか。それ以上に、作らないことの弊害がかなり大きなものがあると思う。

汚染米を出荷しないことには同意するが、イコール作らないということではない。作らなければ汚染されているかどうかわからない。

国・県は、市町村と協議をして決定することとなっている。

伊達市としては、きちんと管理していく。管理していかなければならない。

また、横の連携を図りながら、今後は町村会・市長会のなかでも検討していくことになるだろう。

少なくとも、伊達市としては作付けを要請していく。

(産業部長)

昨日、東京大学大学院の根本先生と連絡がとれて、伊達市の現在の状況を話した。その中で、大学院農学部長名で、農林水産省へ作付しながら管理しないとダメであるという旨の申入れを行っているということであった。

大学の方針でも、作付けしないことのデメリットが大きいということであり、もう一度農林水産省へ申入れするという話をいただいた。

市のアドバイザーの件については、まだ返事はもらっていない。

(市長)

震災発生からまもなく11ヶ月になるが、今後の放射能に対する取組みが次第に分かってきたし、同時に簡単にはいかないということもわかってきた。

今後は、放射能が多少あるという前提で稲作なり農業をやっていかなければならない。

そうすると、どうすれば安全なものができるか、どうやって検査をするか、ということを徹底していかないことには、いつまでたっても、安心して農作物を提供できない。

「絶対大丈夫です」と言えるようにしなければならない。

農業を一回休んだら、もう農業は辞めようということになって後継者がいなくなる。また、農家経営の中心は70代である。作付けして畑仕事をしていくことが健康面でもいいことである。医療保険・介護保険にもはねかえってくる問題だ。

(産業部長)

農林水産省より、今週中にもう一度意見交換をしたいと連絡があったので、もう一度市の方針をしっかりと伝えたいと思う。

また、前にJA中央会の方針として、作付けさせないという話があったが、単位JAである伊達みらいの方針では、作付けしながら対応すべきではないか、という考え方であることを確認した。

(教育長)

稲作に放射能が多少ある中で生活していくうえで、次々ときつい話になってくると、教育的に「大丈夫ですよ。」と説明しているのと、逆の方向になってしまうような気がする。

(市長)

今、明らかになってきた問題は、放射能に対する今後の対応の仕方が混乱しているということである。子どもたちをめぐって一部の保護者が神経質になって心配している状況、米の問題、除染のやり方とか、どこまでいったら終わりなのか、ゼロにならないと終わりにならないのではないか、という状況である。

放射能は、もともと自然界にあるわけで、3/11 以前でも 0.04 マイクロシーベルトあった。今現在、低いところで 0.2~0.3 マイクロシーベルトであり、平常時の 10 倍であるが、ただちに危険であるかというところではない。

国が現在目標としている年間 1 ミリシーベルトを時間当たりになると 0.23 マイクロシーベルトであり、つまり時間当たり 0.3 マイクロシーベルト以下であれば、少なくとも今現在の健康問題について、国の目標値には十分達しているわけであるが、その点がどうもきちんとした合意形成がされていないので、いくらやっても心配だという人と、大丈夫だという人がいる。

つまり共通の基準値が形成されていないことが、何をやってもややこしいことになる原因で、今後、どうやって安定化させるかがひとつの課題である。

共通のコンセンサスが得られないと、除染計画にしる、米の問題にしる目標値が設定できない。

2 その他

- ・環境放射線測定結果
環境防災課長が資料により説明した。
- ・第 248 回福島県災害対策本部会議の概要
環境防災課長が資料により説明した。
- ・災害対策号（第 47 号）について
総務課広報広聴係長が資料により説明した。

(市長)

内部被ばくの検査について、チェルノブイリの教訓として、WBC 検査で異常がないということで気を許して、何を食べてもいいということで、いろいろ食べた結果、内部被ばくを助長した経緯があった。

それを踏まえて、我々としても今後も定期的な体制をとっていく必要がある。つまり安定した段階においても少なくとも毎年でなくても何年かに一度でも、検査を実施したほうが良いということ。

それから、農作物によって大分差がある。いろいろなデータや文献から危ないと思ったものをリストアップして注意するよう言ったほうが良いのではないか。

農作物モニタリングをやっているのですが、ただ掲載するのではなくこれを生かすようにしてほしい

い。産地別・作物別にどういう傾向にあるのか分析し、注意喚起することが大事だ。

・その他

(市長)

昨日、霊山地域で開かれた健康都市の会議でいくつか質問が出たので確認したい。

小中学校の校庭の除染はやったが、周囲はどうなっているのか。

(教育部長)

中学校については、線量測定の結果、教育委員会の基準で高いところに入っていないということ
でまだやっていない。小学校については、すべてやった。

(市長)

どうも、終わったのかどうか、大丈夫なのかどうか、はっきりしていない。

今後、一軒一軒の家、一つ一つの場所が大丈夫なのかどうか、何らかの形で示していかないと、
「いつまでたってもやってもらえない。」とか、「いつやってくれるのか。」という話になる。

これからの問題は、放射能に対する認識（受け取り方）が人によって非常に違うということであ
る。これではいつまでたっても終わらないし、どこまで進んだのか成果がわからない。この部分
を考えないといけない。

それを判断するのは、そこに住んでいる人だと思う。小学校であつたら子どもというわけにはい
かないので、先生だと思う。先生方が「大丈夫です。」とはっきり言わないといけないし、それ
が保護者にもきちんと伝わらないといけない。

(教育長)

私たちは、学校は安全です。とっている。もちろん校長先生以下先生方も言っているはずであ
る。ただし、「うちの子は外に出さないでください。」という保護者の子どもに対して「安全なん
だから、外に出る」というふうに強制はするなどは言っている。そこから転じて外で遊ばない弊
害の方がさらに大きい。という話をしたい。と話してある。

(市長)

我々が子どもや保護者に対して毅然として言わないといけない。震災からまもなく1年になるの
だから、はっきりしたことを言うべきである。

いつまでも、「心配だ。」という人の声に押されて、結果として子どもが外で遊ばないことになっ
ている。子どもの親でなくとも、子どもを守る義務はある。

この辺のところ、これからの課題でもあり、今年の課題でもあるので、何かやっていかないと
いけない。

そうしないと、いつまでたっても大丈夫かどうかわからない。

現実に測って、「ここは、もう大丈夫です。」ということを示さなければならない。

(市長)

もうひとつ、除染を実施したいが仮置き場がない。人家が密集しているところは置き場がない。
ドラム缶のような放射性物質を遮断するものもあるので、検討していると話した。

具体化して、希望するところに配付するとか検討してほしい。

除染をやりたいという人が、意欲がそがれることのないようにしてもらいたい。

(市長)

新聞で、国の災害対策本部会議の議事録がないと報道されているが、伊達市はどうなのか。
そもそも市は作成する義務があるのか。保存しておくべき性質のものなのか。

(副市長)

国は、法律上残すようになっている。

(県北地方振興局 石川)

県は、文書管理規程の中で、議事録を作成して保管するようになっているかはわからない。

(環境防災課長)

市については、震災直後については、会議の概要はまとめてある。

その後、4月以降は、きちんと会議録は作成してある。

(市長)

経験を残して後世に伝えるためには、議事録は重要な意味をもってくる。

《次回本部会議》

平成24年2月14日(火) 10:00～

本庁舎2階 応接室において

(文責：白岩 高教)